

## 浅口市議会2010年12月議会 桑野議員の発言と当局答弁

### 平成22年第6回12月定例会 — 12月07日—01号

○議長（高橋範昌） 上下水道整備調査特別委員会委員長からの報告についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

桑野議員。

◆7番（桑野和夫） 受水先の変更について検討されているようですが、倉敷市に給水区域の申し入れをして、もし倉敷市が認めた場合は、西南水道企業団から水を受けるんじゃないかと、倉敷市からの分水を続けるという方向に、執行部として、いこうというお考えなのかどうか、お聞きをします。

○議長（高橋範昌） 大西委員長。

◆上下水道整備調査特別委員会委員長（大西恒夫） 今、執行部に聞かれたと思うんですが、委員会としては、最終的には執行部が決めることですが、委員会としての方向性というものを出したいと思うわけです。

ただ、一番、今、経費的に非常にかかっているわけです。市の一般会計から持ち出ししております。計算してみますと、もし倉敷市の給水区域に入りますと、約35%、金光町域で安くなるわけです。そういう計算も出ておりますので、ぜひそういうことも踏まえてのいろんなことを我々は研究いたしまして、あとは執行部のほうが判断していただくと、こうなるわけでございます。

○議長（高橋範昌） 桑野議員、よろしいですか。

◆7番（桑野和夫） 委員会の意向はようわかりましたけども、今の段階で、執行部の意向をお願いいたします。

○議長（高橋範昌） 副市長。

◎副市長（田村諭） お答えをします。

今、委員会のほうでいろいろ検討しております。執行部のほうとしても、笠岡からの給水、そしてまた倉敷からの給水、両方、方法というか、ありますので、その両方のメリット、デメリット、このあたりを真剣に検討しておるところでございます。まだ結論までには、もう少し時間がかかるというふうに認識をしております。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） これで質疑を終わります。

### 平成22年第6回12月定例会 — 12月13日—02号

○議長（高橋範昌） 再開いたします。

次に、7 番桑野和夫議員、どうぞ。

桑野議員、どうぞ。

◆7 番（桑野和夫） 質問の前に、前回の議会の一般質問で、浅口市のごみステーション施設整備補助金の額の増額をお願いしましたが、関係機関と協議の結果、30 万円から 40 万円に増額する補正予算を提案していただきまして、ありがとうございます。これで一層、分別の収集が進むものと思います。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回、私は行財政改革について、農業政策について、国保の窓口での患者負担の減免制度について、そして放課後児童クラブの充実について、木造住宅耐震改修についての補助制度の新設について、以上、5 つの点について質問をさせていただきます。明快な答弁をお願いいたします。

まず、行財政改革について、市長にお伺いをします。

今、どこの自治体でも大変厳しい財政運営を強いられています。そして、それは浅口市でも同様でありまして、どのように財源をつくるか、そういうことも含めまして、さまざまな議論が今、されております。

私は、行財政改革を議論する上での前提問題は、地方財政が厳しい要因は、何よりも国による繰り返し行われた地方交付税の削減、この影響があると思います。加えて、小泉内閣による構造改革路線のもとで、住民の福祉と暮らしが破壊をされ、派遣切りや非正規労働者の増大や、労働者の賃金の引き下げによる税収入の減少が大きく影響をしていると思います。

そうした中での行財政改革であります。私は何でもかんでも安ければいい、減らせばよい、民間に任せばよい、こういうものではないと考えます。そのことによって市民の声が届かなくなったり、市民が不利益になったり、安全が確保できない、こういうことになったら困ります。

何よりも私は、国による地方交付税の削減をやめさすと同時に、雇用や農業、そして中小企業や家計をしっかりと応援する政治にきっぱりと切りかえていく、同時に徹底して無駄を省き、効率的な行政に切りかえていく、同時に不要不急な公共事業は見直していく、こういうことが大事だと思います。小手先だけでなく、その辺にしっかりと目を向けていくことが大事だと思いますが、市長の見解をお伺いをします。

次に、農業の問題について、質問を部長にいたします。

農業を続けたいと願う農家の皆さんにとって最大の悩みは、農業が経営的に成り立っていない、こういうことでもあります。米をつくって飯が食えない、これが今の農家の実態であり、農産物の価格は下がる一方であります。消費者は、米が安いほうが当然ありがたいんですが、生産者が成り立たなくなると、結局は国産米が食べられなくなり、ツケは国民に回ってきます。

ことし、農協から農家に払われる米価の仮渡金は、1 俵当たり、岡山県のコシヒカリで

1 万円、去年に比べて 3, 0 0 0 円の減であります。また、朝日は 9, 0 0 0 円で、前年比 3, 5 0 0 円のマイナスであります。ことしの新米の安さは、まさに異常であります。

さて、民主党政権のもとで、ことしから戸別所得補償制度が実施をされていますが、市内の農業センサスによる農家数、そのうち販売農家数と専業農家数、そして戸別所得補償制度の申請農家数と対象になった農家数をまずお示しください。

また、生産者米価が大暴落している中で、市の対応策があればお伺いをします。

次に、国保の患者負担についての減免制度の充実について質問します。

我が国は、高い国保税を払わせた上で、なおかつ退院しても、通院しても、病院の窓口で 1 割から 3 割の自己負担を払う、まさに珍しい国であります。窓口で一部負担金が払えないために、病院での受診を控え病状が悪化する、こういうケースもふえてきています。

この問題では、私は昨年 9 月の議会でも質問しました。このときの答弁では、市の制度の改善について、国や近隣市町村の動向を見て検討をするということでありました。こうした中で、厚生労働省はことし 9 月 1 3 日に、都道府県知事あてに減免についての新たな基準を示した通知を出しています。

御承知のように、国保法第 4 4 条では、特別な理由により一部負担金を払うのが困難な被保険者に対して、一部負担金の減免や徴収猶予ができるようにしています。今回の通知は、災害、廃業、失業などで収入が生活水準以下に急減し、加えて預金が生活保護基準の 3 カ月以下である世帯に、減免の対象にするという新たな基準を示しています。同時に、新基準による減免制度の、減免額の 2 分の 1 を国が特別調整交付金で負担をするという方針であります。こうした新しい基準を受け、浅口市としてどう対応されるのか、部長にお聞きをします。

次に、放課後児童クラブの充実について質問をします。

学童保育は、共働き、ひとり親の小学生の放課後などの生活を継続的に保障し、そのことを通じて、保護者の仕事と子育てを、両立を支援をする事業であります。浅口市内にも、7 つの児童クラブが活動をしております。私は、この放課後児童クラブが、保護者の願いにこたえ、そして同時に学童保育の役割が果たされるように、指導員の配置、勤務の体制、労働条件等の改善をさせていくことが、急務であると思います。

しかしながら、国から市町村に対しての補助金が少ないため、市町村が整備に消極的なこと、そして法律上は市町村に利用の促進の努力義務しか課せられてないなど、国の制度の不十分さ、条件整備の立ちおくれなどが問題にされています。

さて、そうした中で、厚生労働省は、平成 1 9 年に放課後児童クラブガイドラインを策定をしています。学童保育は、そこに通う小学生の子供たちにとって、家庭にかわる毎日の生活の場であります。そこでは、子供たちが安全に、そして心身ともに健やかに育つことができる生活が、保障をされることが求められています。そのためには、施設の基準、指導員の体制、安全対策などについて、公的責任をきちんと決める必要があると思います。

部長にお伺いしますが、浅口市として、この放課後児童クラブガイドラインに沿った形

で進めるお気持ちがあるかどうか、お尋ねをします。

最後に、木造住宅の耐震改修工事費の補助制度について質問をします。

この補助制度であります。大地震発生時の住宅の倒壊を防止をし、被害の軽減や住民の安全を図るため、県の補助を受けて、多くの市町村が一定の基準に合致し、耐震化工事を実施する木造住宅所有者への補助を行っていますが、浅口市ではいまだに実施をされていません。未実施の市は、この浅口市と真庭市、美作市のわずか3市であります。

平成20年3月までは、浅口市など既成市街地という地域要件がありましたので、なかなか実施が困難でありましたが、現在はこの地域要件が撤廃をされています。やる気になればできると思います。早急に実施をしてほしいと思いますので、部長の見解をお願いします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高橋範昌） 最初に、行財政改革について、企画財政部長、答弁をお願いします。部長。

◎企画財政部長（櫛田忠） 失礼します。行財政改革についてのお尋ねがございました。

議員さんのお話を今、聞かせていただきまして、主に、ここに書いてます事業仕分けよりも交付税についてのお尋ね……

（7番「交付税はいいです」の声あり）

いいですか。

事業仕分けについてのこと……

（7番「市長に、行財政についての私の見解についての考えをお願いします」の声あり）

内容のことではなくて……

（7番「そうそうそうそう」の声あり）

まず市長にということによろしいですか。

はい、わかりました。

○議長（高橋範昌） それでは、市長、お願いします。

◎市長（栗山康彦） それでは、行財政改革についての御質問にお答えをいたします。

政務報告の中でも申し上げましたが、現在、浅口市におきましては、合併による特例措置といたしまして、普通交付税が増額されております。しかし、この措置は、約5年後の平成28年度から、5年間かけて段階的に縮減されまして、現時点での算定では、平成32年度には約9億円を超える交付税が減額される見通しとなっております。このことから、徹底した行財政改革に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

行財政改革についての考え方につきましては、徹底して無駄を省くことはさることながら、投資対効果を明確にし、投資する分野にメリハリをつけていくということが大切であろうかと思っております。

また、行政が市民と協働して自治体経営を行っていくに当たっては、地域や市民の力が

最大限に発揮できるよう、それに必要である財源は地域へおろしていく、そして限られた経営資源を市役所に集中させないといった考えも非常に重要であります。そして、このような取り組みを進める中から、市民が行政へ過度に依存するのではなく、地域や市民の自立を促していくということが、今の地方政治に求められるべきものと考えております。

また、効率的な行政を行っていくためには、市役所の改革、つまり職員の意識改革なくしては、なし遂げることはできないと思っております。つまり、私自身が職員と意識を共有することができなければ、決して真の行財政改革をなし遂げることはできないというふうに思っております。そのため、私は現場の第一線の職員が何を考え、どのような課題を抱えているのか、夏以降、職員との対話を重視してまいりました。これからも行財政改革に、真剣に取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 続いて、農業政策について、そして住宅耐震改修の補助制度の新設、あわせて産業建設部長、答弁をお願いします。

◎産業建設部長（松田勝久） 失礼をいたします。それでは、私のほうから戸別所得補償モデルについてお答えをさせていただきます。

先ほどの御質問で、農業センサスでの農家数、それから販売農家数、専業農家数、それと申請件数は何軒あったのか、うち交付対象が幾らという御質問だったと思います。

農業センサスのほうでございますけども、これは耕作面積が10アール以上が対象になっております。農家数は1,937戸、うち販売農家数が640戸、専業農家が154戸ということになります。

今回のこの所得補償モデル対策でございますけども、これは大きく米のモデル事業というものと、自給率向上事業というものの2本柱で行っております。その関係で、先ほどのセンサスの数字よりも多いというのが、10アール以上じゃなくて、それ以下の方にも申請書をお送りさせていただいております。これ、トータルが全部で3,200軒余りを送っております。うち、申請を返された方が106軒ということです。そのうちに対象となる農家は76軒でございました。

以上でございます。

続きまして、米価の暴落についてでございますけども、ことしの稲作は、御指摘がありましたように、夏からの猛暑で、高温障害などで例年にない被害が発生しております。全体的には、米自体の価格が2,000円から3,000円以上下がっております。特に、ヒノヒカリが中心に品質が低下しており、規格外が出るなどの、県南の作況指数は94となっております。

市としましては、このような情報収集はいたしますけども、直接の対策は現在のところ予定しておりません。

続きまして、住宅の耐震改修制度についてでございますけども、この地震に対する住宅の安全性の向上を図るために、住宅の所有者が木造住宅の耐震改修を実施するに当たり、

これに要する費用の一部に対して補助金を交付するものであります。災害に強い、安全で安心な住宅の環境整備を図るために、補助要綱の整備、それから予算措置など、この補助事業制度を実施するために、現在、準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 次に、国保の患者負担についての減免制度の充実についてを、生活環境部長、答弁をお願いします。

◎生活環境部長（柚木忠明） それでは、国保の患者負担についての減免制度の充実についてでございますけれども、先ほど御質問のとおり、厚生労働省はことし9月、被保険者の皆さんが医療機関の窓口で支払う一部負担金を減免する仕組みにつきまして、保険局長通知を示しました。

その内容によりますと、入院、そして失業などにより収入が著しく減少し、その収入が生活保護基準を下回り、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下という要件をすべて満たした場合、月単位の更新制で、3カ月までを標準減免期間とするものでございます。

浅口市におきましては、これまでも災害及び疾病、そして負傷による生活困窮者の方に対し、収入減が認定をされれば減免を行う要綱を作成をしており、今後も滞納者を含め、対象の方がいらっしゃる場合につきましては、通達に基づきまして、対応をしていく予定でございます。

以上です。

○議長（高橋範昌） 続いて、放課後児童クラブの充実についてを、健康福祉部長、答弁をお願いします。

◎健康福祉部長（安田哲夫） それじゃあ、失礼いたします。私のほうからは、放課後児童クラブにつきましてお答えを申し上げたいと思います。

放課後児童クラブは、児童福祉法の上では、児童福祉事業ということになっておりまして、児童福祉施設ではございません。したがって、最低基準というようなものは、法的には別に定められてはおりません。そのかわりに、放課後児童クラブガイドラインというようなものが示されております。

浅口市の放課後児童クラブにおきましては、厚生労働省の定めたこの放課後児童クラブガイドラインに沿った内容で、自主運営方式により、各クラブの実情に応じた運営がなされております。市は各クラブに対して、必要な指導、助言などを行って、質の向上が図られるようにサポートする形になっています。サポートというのが、ガイドラインに沿った運営が各クラブにおいてなされるということのためでございます。ガイドラインに沿った形でやっていく気持ちがあるかという御質問でございましたが、そういった形でお答えをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 桑野議員、再質問、どうぞ。

◆7番（桑野和夫） まず、行財政改革であります。市長から答弁がありました。

もちろん費用対効果が必要でありましょうけども、踏襲する事業については、しっかり市民の目線で考えて選定をしてほしいと思いますし、そういう点では議会とも引き続き議論をしてほしいというふうに思います。

関連で、事業仕分けについてお聞きをします。

11月28日に、市民が行政施策を評価をして是非を判断する、浅口市で初めての事業仕分けが行われました。学識経験者やPTAなどの団体代表、公募で選ばれた市民評価者など22人が、不要であるとか、あるいは民間が実施、現行どおり、要改善、こういう6つの区分で評価をしました。

この日判定をされたのは、4つの事業で、浅口まつりが不要、研修バスが要改善、鴨方駅周辺の臨時駐車場が不要で、健康福祉センターの浴場は要改善という結果が出ています。

この点で質問したいのは、仕分けをする事業のことであります。

今回は、執行部が4つの事業を選定をしたんでしょうけども、私は事業を選ぶのも第三者がするか、あるいはすべての事業を仕分けしないと、恣意的な仕分けになるというふうに考えます。

例えば、市長がこの事業は今までどおりでやりたいというふうに思うのであれば、初めから仕分けの対象にしないでありましょうし、また逆に、この事業は変えたいというふうに思うのであれば、仕分けの対象にされるというふうなことになる可能性が強いんじゃないかというふうに思います。これでは、仕分けの意味がなくなりますので、仕分けする項目についても、客観的に判断をされて出すということをお願いしたいと思いますので、答弁を求めます。

それから、企画財政部長にお聞きをしますが、鴨方駅前の開発などの合併特例債事業がありますが、これは起債の70%は交付税措置をされると言われています。これは単純に、借金の70%分が交付税としてくれるのではなくて、交付税措置、あくまで措置でありますから、具体的に言いますと、交付税を算定する上での一つの基準であります、基準財政需要額に加算をするだけでありますから、今後、交付税の制度が悪くなれば、当然、借金の70%分がいわゆる現生で返ってくる保障はなくて、場合によっては借金の60%か50%しか返ってこない、こういうケースも今後考えられます。そういう考えで間違いないかどうか、お聞きをします。

次に、農業問題ですが、農業を続けてもらうためには、つくったものが評価をされる、そして、それを通じて農業に誇りが持て、つくる意欲がわく、こういう制度をつくるのが大事だと思います。そのためには、日本共産党は、価格保障と所得補償を組み合わせた制度を提案をしています。

さて、先ほど戸別補償制度の、市内での申請件数が106で、対象になったのが76です。これは、極めて少ないというふうに思います。

部長にお聞きをしますが、この制度について農家の方から指摘されている課題や、問題点があればお示しをしてください。

次に、国保の窓口負担の問題ですが、部長がお答えになったように、今の浅口市の基準では、一部負担金の減免または執行猶予ができるケースは、天災その他の災害により生活が著しく困難になった場合、あるいは世帯主及び世帯員が疾病または負傷によって生活が著しく困難になった場合とありますが、これは非常にあいまいな制度でありますし、その上で、余り知らされていないで、利用されている方はほとんどないというふうに思います。先ほどの答弁は、国の基準によって新たに市の要綱を変えるのかどうか、その辺を明確に、もう一度お願いをします。

それから、放課後児童クラブについてであります。具体的に、公的責任についてお聞きをします。

まず1つ目、ガイドラインでは、施設及び設備については、生活の場として機能が十分保障されるように留意するというふうにあります。具体的に、例えば児童1人当たり、おおむね1.65平米以上の面積を確保することが望ましい、あるいは子供の体調の悪いときなどは休息ができるスペースを確保すること、それから授業に必要な設備、備品を備えるというふうにあります。現在、非常に学童保育のスペースが狭いクラブや、例えばエアコンやさすまたなどが十分備わっていない、そういうクラブもあります。この辺、対応してほしいと思いますが、答弁をお願いします。

それから、ガイドラインでは、日ごろから地域の医療・保険・福祉等の関係機関と、連携を図るように努めるとありますが、病気のときへの対応、あるいは発達障害児的な子供への対応等、きちんと相談できる体制をつくってほしいと思いますが、答弁をお願いします。

それから、耐震改修の補助については、今後、実施をされるということですが、どうぞよろしくをお願いします。実施をされる場合には、しっかりPRをお願いいたします。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（高橋範昌） 再質問に答弁をお願いいたします。

まず、市長、一番最初に仕分けについてお願いいたします。

市長。

◎市長（栗山康彦） それでは、事業仕分けについてお答えをいたします。

先月、事業仕分けを実施いたしました。市民の皆様には評価者として御参加いただき、市民目線による活発かつ非常に有益な議論をいただいたと思っております。

判定結果につきましては、これを重く受けとめるのはもちろんでありますけども、具体的な事業の方向性につきましては、今後、議会の皆様からも御意見をいただきながら、決定してまいりたいというふうに考えております。

なお、事業の選定方法につきましては、例えば事業をどのように改善していけば、事業効果を上げることができるかといった視点での議論も、今後は必要ではないかというふうに考えております。



先ほど、私の個人的な考えでというようなことも言われましたけど、そんなことは決してございません。このたび、初めて事業仕分けを実施いたしましたけど、行財政改革はもとより、市民との協働を進めていくに当たり、市民に積極的に市政に参加していただく、そしてともに議論をしていくといったことが、非常に重要であるというふうに考えております。

今後につきましても、このような形を発展させ、さらに市民の皆様が市政に参加していただけるようなシステム、議会、場づくりを積極的に進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 次に、交付金について、企画財政部長、お願いします。

◎企画財政部長（櫛田忠） 交付税のことについてお話がございました。

議員さん御承知のとおり、地方交付税は地方公共団体間の財源の不均衡を是正して、どの地域に住む国民にも一定のサービスを提供するという財源保障の制度でございまして、各地方公共団体ごとに、基準財政需要額が基準財政収入額を超える額を交付基準額として算定されるものであります。これはよく議員さんも御承知のことと存じます。

その中で、合併特例債についてのお話がございました。

この合併特例債も、先ほども仕組みを申しましたように、交付税に措置をされます。それは、あくまでも普通交付税の算定基礎となる、基準財政需要額に算定されるということでありまして。それは議員さん、お見込みのとおりでございます。

ただし、実際の交付税ということになりますと、その年の国税の収入見込みにも左右されますし、それから基準財政需要額自体が見直されることがございます。ですから、交付税とは必ず一致しない、これもお見込みのとおりであります。

ただし、合併特例債などは国がその70%云々、それから臨財債なんか、そういう約束部分は、国も守っていただけないかと思っておるんですが、ただ、その起債の返済以外の部分が削減をされているからだとも考えられますので、将来の返済時のことは、今ははっきりとは申し上げられません。記憶に新しいのでは、2004年ですか、国の財源が一気に削減をされた交付税ショック、それに続く削減、これは私たちもよく覚えております。

いずれにいたしましても、合併特例債は元利償還金に対する交付税措置が高く、大変有利な地方債ではありますが、安易に依存すると、結果的に将来の負担が増大するというおそれがあるということは、間違いないと存じます。

以上です。

○議長（高橋範昌） 次に、農業政策について、再度、産業建設部長、答弁をお願いいたします。

◎産業建設部長（松田勝久） 失礼いたします。戸別所得補償モデル対策の浅口市での問題、課題ということだと思っております。

浅口市では、対象の農地と申しますか、農地の規模が大変小さく、生産された米はほとんどが自家消費や縁故用が多く、対象となる販売農家が大変少ないのが現状です。また、この制度の中にあります生産数量目標というのを上回れば、対象から外れるということにもなります。このように制度上、対象から外れる農家が大変多く、現在の76軒というのが対象農家ということになっている原因だと思われま

市では、この件数を少しでもふやすために、来年の本格実施に向けて体制を整え、国、県の指導のもと、制度の周知徹底、それから説明方法の工夫など、広報啓発に一層努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 次に、国保の患者負担の減免制度について、再度、生活環境部長に答弁をお願いいたします。

◎生活環境部長（柚木忠明） 今後におきまして、保険局長通知に基づきます基準に沿いまして、改正を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、あわせ持ちまして、PRも行いたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋範昌） 続いて、放課後児童クラブの充実についての再度の質問に、健康福祉部長、答弁をお願いいたします。

◎健康福祉部長（安田哲夫） 失礼いたします。先ほどちょっとわかりにくかったかと思っておりますので、ガイドラインにつきまして、改めてもう一回説明をさせていただきます。

先ほどちょっと申し上げたことではあるんですが、これは施設ではないということで、最低基準は設けられておりません。そのかわりに、ガイドラインというのを設けているというお話をさせていただきました。

このガイドラインというのは、放課後児童クラブの望ましい姿を示したものであります。最低基準ではありません。

それと、このガイドラインは、各クラブにおいて守るべきことを定めてあります。直接的に、市がこれを守っていくというようなことではございません。ただ、指導をしていく上で、このガイドラインをもとに指導をしていくと、こういうことでございます。

それでは、先ほどの追加の質問のことなんですが、このガイドラインの中に、1人当たり1.65平米の面積があることが望ましいというふうに、確かに書かれております。それから、休息スペースについても、できるだけ設けなさいということは書かれております。

ただ、これにつきましては、私どものほうの解釈では、ほとんどの施設において、1人当たり1.65平米以上という基準を、ガイドラインを満たしておるというふうに考えております。

それから、そういった面積を満たしているということは、学校の教室を流用している場合が多いんですが、その教室の中に休息スペースというのを設けることに、それほど無理はないというふうな考えを持っております。

それから、次へ行きますが、設備、備品等を充実させてほしい、エアコンとかさすまたがそろってないとかというお話もございました。市のほうの補助金のほうには、一部の備品も含めて、補助金化しております。基本的には、まずはそちらのほうをお考えいただいた上で、ごく大きなもの、それから内容的にクラブでやることに疑問があるようなもの、そういったものにつきましては、どうぞ御相談には応じたいと思いますので、相談に見えられるように考えていただいたらどうかと思います。

それから、医療機関との関連ってということなんですが、これは児童が病気なんかをされたときってというような意味だろうと思うんですが、これはガイドラインの中にもあるんですが、あらかじめそういったことに備えて、マニュアルを備えておきなさいということになっておりますので、これにつきましては、どうかクラブのほうでお願いができたらいふうに思います。

最後に、発達障害児の相談等に応じてほしいということなんですが、正直申し上げまして、発達障害児の専門家というのは、そうおられるものではございません。市におきましても、年に二、三回、川崎医大の先生をお願いをして、研修会等を実施しております。できましたら、そういった研修会等に参加をいただいて、お勉強をしていただく。それから、当然のことながら、小学校とか親御さんとよく相談されて、情報交換をされて、対応をしていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 桑野議員、再々質問がありますか。

どうぞ。

◆7番（桑野和夫） まず、行財政改革であります、事業仕分けで仕分けをする事業については、くれぐれも恣意的にならないよう要望しておきます。

それから、合併特例債事業であります、部長から答弁がありました。あくまで、この借金の70%が、確実に交付税として返ってくる絶対的な保障がありませんから、ぜひ事業を進める場合は、慎重に行うことが大事だと私は思います。市長の見解を、この合併特例債事業に限って、お願いをします。

それから、農業問題であります、私は戸別所得補償制度の問題点として、低過ぎる価格の保障の水準と放置されている米価の暴落、転作作物への補助の削減、国の農業予算の削減、こういうことがあると思います。

市長にお尋ねしますが、民主党政権のもとでの、この戸別所得補償制度についてのお考え、また生産者米価の暴落について、市として難しいのであれば、例えば農業共済とか、農協にしっかり対応を依頼してほしいと思いますが、その点について見解を求めます。加えて、農業振興について、何かお考えがあれば、重ねてお願いをします。

それから、学童保育の問題ですが、補助金を出しているし、クラブの運営は任せているということではありますが、ちょっと公的責任の問題について、なかなか食い違いがありますので、またこの問題については、今後、議論をしていただきたいというふうにあります。

あと、国保の問題や児童クラブの問題について、市長から見解があればお願いをいたします。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（高橋範昌） それでは、市長、総括して御答弁をお願いいたします。

市長。

◎市長（栗山康彦） それでは、御質問にお答えいたします。

特例債事業のことでありますけれども、これは議員が言われましたように、慎重に検討したいというふうに思っております。

続きまして、農業政策についてでございますけれども、戸別所得の補償モデル対策についてですが、農業を維持していくことは、生産者確保はもとより、自給率向上や耕作放棄地の解消対策、自然景観や環境の保全等を考えると、大変重要なことであるというふうに思っております。今年度はモデル事業でありましたが、来年度からは畑作を含めた本格実施というふうに聞いております。しっかりと、準備を進めてまいりたいと思っております。

次に、生産者米価の暴落についてでございますけれども、この件につきましては、井笠地区農業共済事務組合として対応しております。私が組合の副管理者でもありますので、現在の動向について説明をさせていただきます。

今回のような品質の低下に対しましては、共済金の支払いが対象外というふうになっております。しかし、先般、管内の市町で構成する井笠農業共済組合の正副管理者会議を開催いたしまして、規格外米を収量の減収として共済金の対象としてほしいということ、こういった特例措置を農林水産省へ要望をいたしました。12月初旬に、農林水産省からこの特例措置の承認をいただきましたので、今後、関係機関で事務協議が進められることとなります。私といたしましても、この措置が早く実施できますように、今後も努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、国保の減免等のことでございますけれども、確かに長引く不況によって、失業あるいは収入の減収、また入院、疾病により医療費がかさみ、お困りの方がたくさんいらっしゃると思います。

先ほど、いろいろ部長も答弁をいたしましたけれども、浅口市はそういった生活困窮の方に対しまして、一部負担金の減免に対する要綱を作成し、すぐに対応できるようにこれまでも取り組んでまいりました。今回の通知を受けまして、その趣旨に基づきまして、今後も引き続き、きめ細かな対応ができるように、担当者に指示をいたしました。

続きまして、放課後児童クラブのことでありますけれども、私の目指す子育て王国の柱の一つでもあります。今後も、市としてやるべきことがあれば、できるだけ支援したいと思っております。御意見等があれば、遠慮なしにお聞かせいただければというふうに思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（高橋範昌） 桑野議員。

◆7番(桑野和夫) ありがとうございました。

○議長(高橋範昌) 御苦労さまでした。

以上で本日の日程は終了しました。

これにて散会といたします。

明日は本会議を9時30分より開議いたしますので、御参集ください。

御苦労さまでした。

午後2時20分 散会